

保険料は六十歳まで きちんと納めましょう

国民年金の加入期間は、原則として二十歳から六十歳までとなっています。したがって、保険料の納付も当然、六十歳までとなります。保険料を納めた期間と、免除を受けた期間を合わせて二十五年以上になると、六十五歳から老齢年金が受けられます。

しかし、ここでいう「二十五年」というのは、老齢年金の受給資格を満たすための「最低必要年数」なのです。受給資格を満たしたから保険料を納付しなくてもよいということではありません。

国民年金の老齢年金は、保険

国民年金加入者の皆さんへ

料を納めた期間が多くなるほど、受け取る年金の額もそれに比例して多くなる仕組みになっています。少しでも多く年金を受けられるようにしましょう。

**納め忘れは
ありませんか**

四月～九月までの保険料の納め忘れはありませんか。未納のままにしておくと、受けられるはずの年金が受けられないことにもなりかねません。保険料は二年を経過すると納めることができなくなりますので、いま一度納め忘れがないか確かめましょう。

大切にしましょう

健康保険証



皆さんの家庭に大切に保管されていますか？

最近、この健康保険証を利用して、金融機関から融資を受けている人がいます。中には、他人に保険証を利用されて、困っている家庭もあるようです。健康保険証は、紛失しないように大事に保管してください。

国民健康保険証を紛失された方は、役場で再交付を受けていただくこととなりますが、他人の手に保険証が渡るのを防ぐため、役場の窓口へは必ず本人又は家族の方がおいでください。係でも皆さんの被害を防止するため、受取人の身許確認を厳しくチェックしますので、健康保険証の取扱いは慎重にされることを願います。

国民健康保険についてのお問い合わせは、住民課国保係（内線41）へどうぞ。

体力づくり 全国公開研究会

10月28日
横芝小で開催

横芝小学校（藤代弘一校長）は、昭和五十六年に文部省の「体力づくり研究推進校」に指定されて以来、「生きがい育てる体力づくり」をテーマとして、その研究・実践に取り組んできましたが、来たる十月二十八日（金）に全国公開研究会が開かれることになりました。

農家の皆さん

農業者年金に加入を

農業者年金は、農家の方々の老後の生活安定と農業経営の若返りなどを目的とした、国の法律に基づく年金制度です。

農業者年金の加入者

は、老齢になり後継者に経営移譲して引退した時は、経営移譲年金が六十歳（六十歳後に移譲した時は、移譲の日）から終身支給されます。経営移譲しなくても六十五歳から農業者老齢年金が支給されます。（いずれの年金も、

保険料納付済期間等が二十年以上なければ支給されません）また、三年以上保険料を納めた人が脱退又は死亡した場合は、一時金が支給されます。

加入資格のある人は、全員加入するようにしてください。農業者年金に関するお問い合わせは、農業委員会又は最寄りの農協へお願いします。

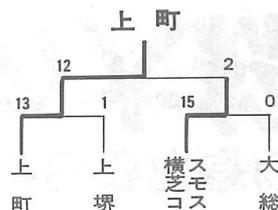
秋季町民 野球大会迫る



とき 10月16日(日)から
ところ 運動広場ほか

第6回町少年野球大会

—9月4日・運動広場—



上町チームが優勝